

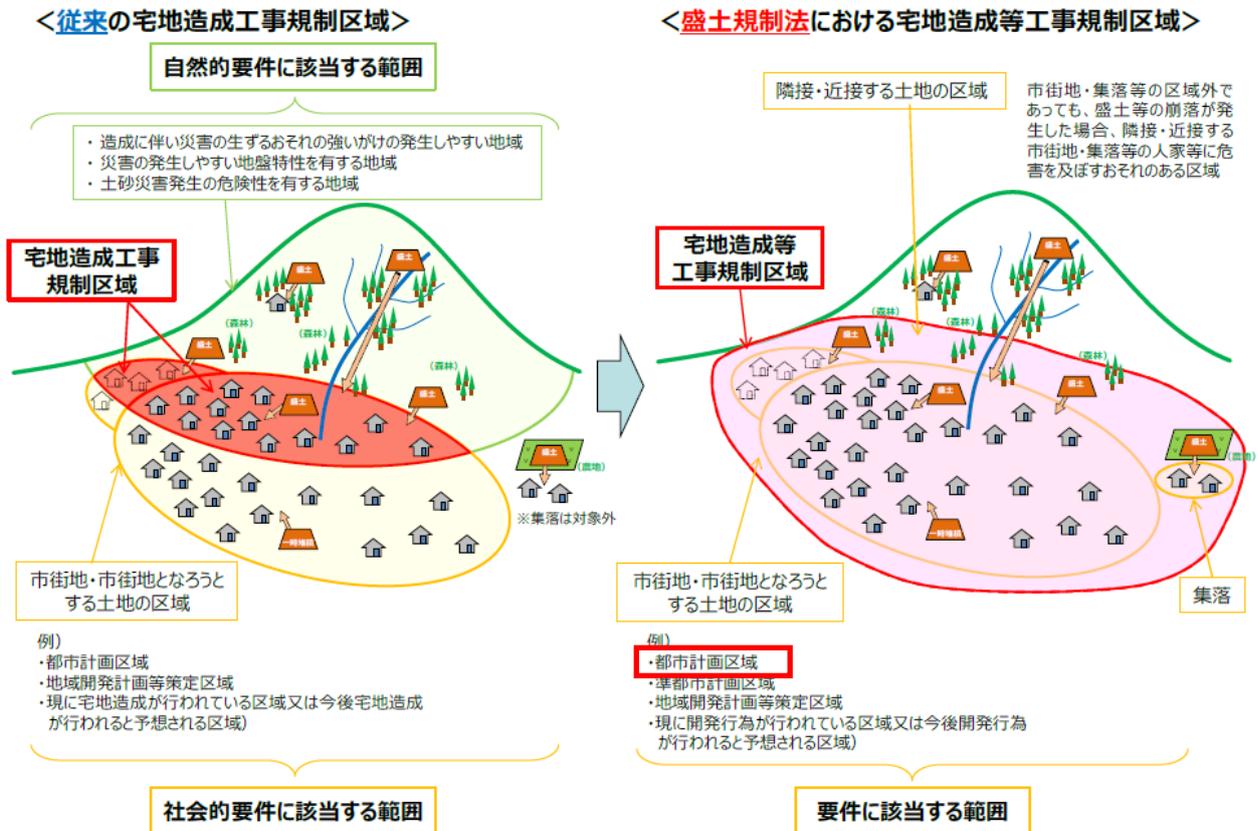
宅地造成及び特定盛土等規制法に関する基礎調査の結果 及び宅地造成等工事規制区域の指定区域案の公表について

静岡県熱海市土石流災害（令和3年(2021年)7月）を契機に、現行制度上の課題を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するものとして、宅地造成等規制法（以下、旧法という。）が宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、盛土規制法という。）に改正され、令和5年(2023年)5月26日に施行されました。

豊中市では、盛土規制法及び国土交通省が示す基本方針に基づき基礎調査を行った結果、市域全域を宅地造成等工事規制区域として、令和6年(2024年)4月1日(月)に指定を予定しています。なお、指定までは旧法に基づく宅地造成工事規制区域の規制内容が適用されます。

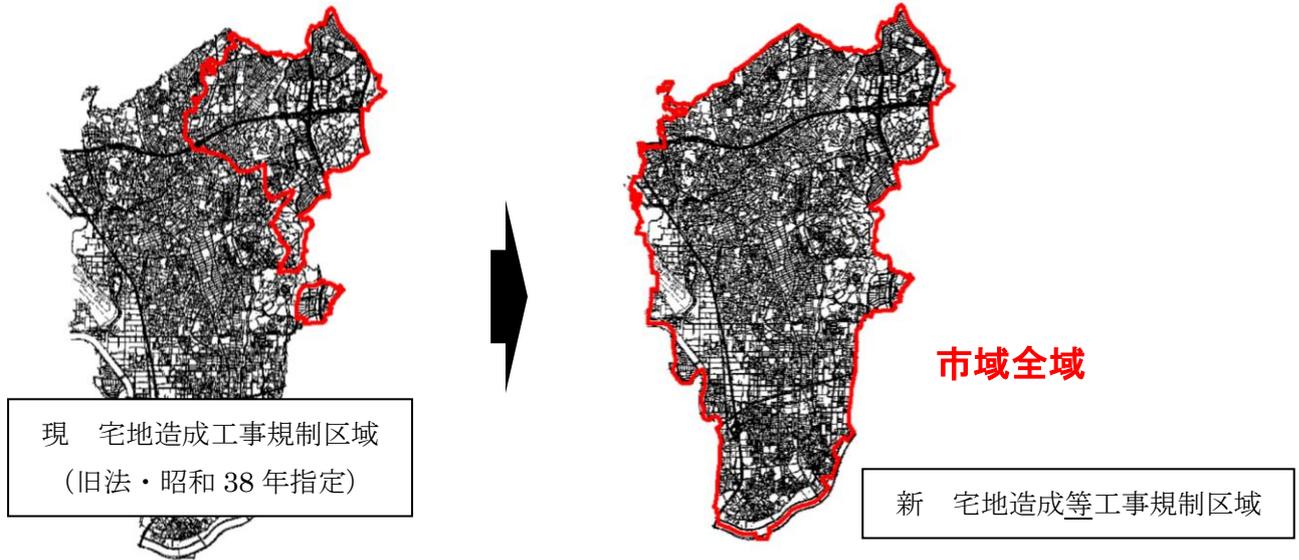
■指定の考え方

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域に指定します。



■指定区域案

豊中市は全域が都市計画区域（市街化区域）であり、市域全域を宅地造成等工事規制区域に指定する予定です。 ※特定盛土等規制区域及び造成宅地防災区域の指定は予定していません。



■許可対象工事

許可対象となる盛土等の規模 赤文字 宅地造成等工事規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

新たに対象となるもの

■指定予定日

令和 6 年(2024年) 4 月 1 日(月)

■お問い合わせはこちらまでお願いします。

区域の指定：都市計画課 都市計画係 06-6858-2089

許可・基準：開発審査課 開発検査係 06-6858-2862